

### 処理施設の敷地の位置

名 称	敷地の位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設 ジャパンクリーンテック 株式会社 代表取締役 杉田 昭義	木更津市潮浜 1 丁目 1 番 5	4128.65 m <sup>2</sup>	工業地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、木更津駅から西に約2.5キロメートルの位置にあり、工業地域に指定されている。主要な搬出入路は、建築基準法第42条第1項5号の幅員24mの位置指定道路である公道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

## 計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

2 施設の処理能力

破碎施設	2 基
新設 廃プラスチック類	19.9 t/日
既存 がれき類	800 t/日

3 建築物 既存 2 棟



位置図 1:25,000



凡例	
搬出入経路	鉄道
	港湾道路 公道
	港湾道路 公道 (法第42条 第1項第5号)
	国道
	高速道路

計画地

西へ2.5km

港湾道路 幅員24m 公道  
(法第42条第1項第5号)

港湾道路 公道  
幅員18.5m

国道16号

館山自動車道

東京湾アクアライン連絡道

首都圏中央連絡自動車道

JR内房線

JR久留里線

JR祇園駅

JR上総清川駅

JR東清川駅

JR木更津駅

都市計画の種類 表示		都市計画の種類 表示	
都市計画区域	———	防火地域	■
市街化区域、市街化調整区域	———	準防火地域	■
第一種低層住居専用地域	■	駐車場整備地区	■
第一種中高層住居専用地域	■	生産緑地地区	■
第一種住居地域	■	臨港地区	■
第二種住居地域	■	道路	■
準住居地域	■	駐車場	■
近隣商業地域	■	公園・緑地	■
商業地域	■	公園・運動場	■
準工業地域	■	市下水道処理場	■
工業地域	■	ポンプ場	■
工業専用地域	■	施設貯留施設	■
特別工業地区	■	ごみ焼却場	■
第一種高度地区	■	河川	■
第二種高度地区	■	設	■
高度利用地区	■	市市場	■
		火葬場	■
		市開土地区画整理事業区域	■
		市開土地区画整理事業区域外	■
		市街地再開発事業区域	■
		地区計画区域	■
		宅地造成工事規制区域	■



東京 港  
木更津港



計画地

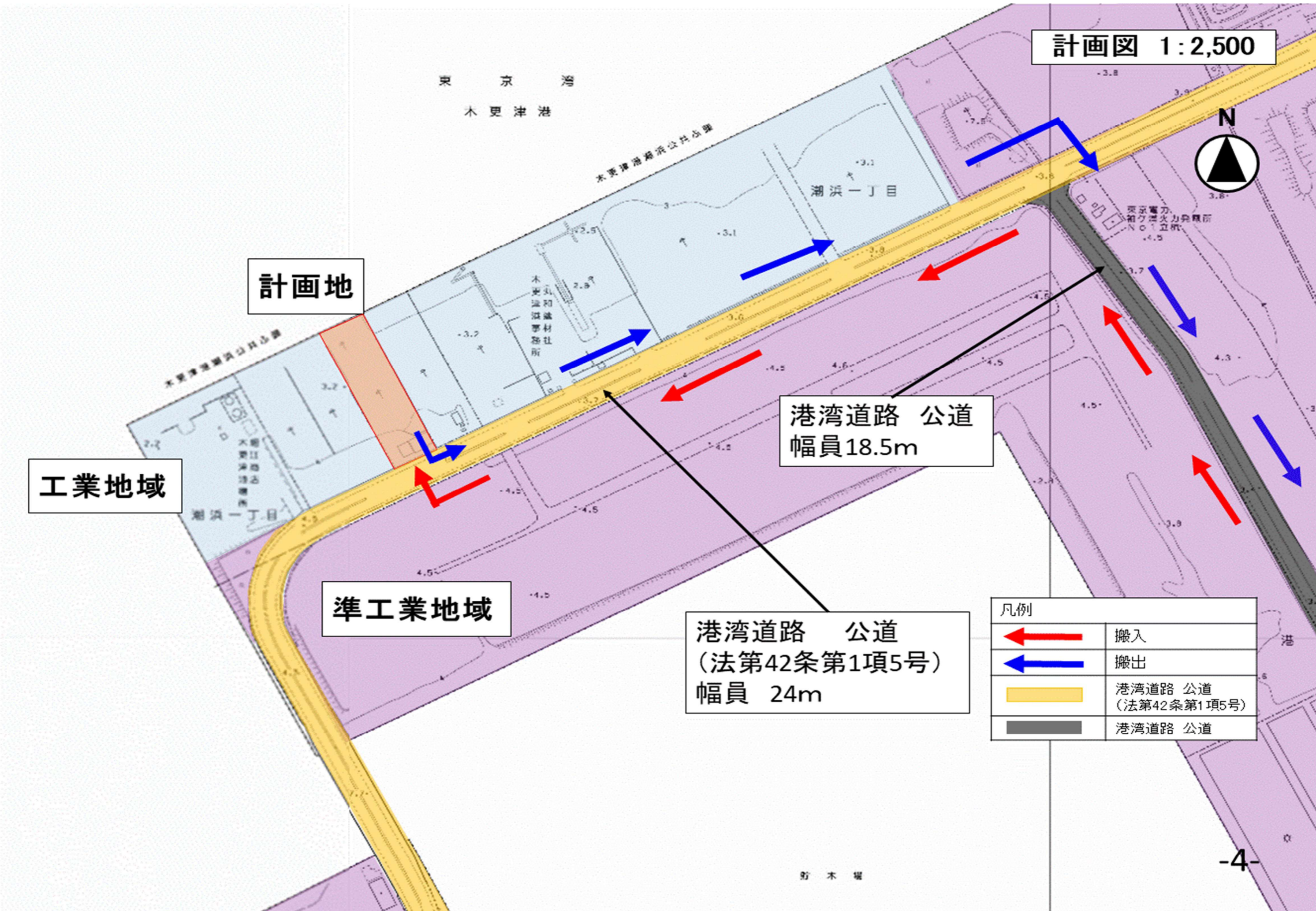
工業地域

準工業地域

港湾道路 公道  
幅員18.5m

港湾道路 公道  
(法第42条第1項5号)  
幅員 24m

凡例	
	搬入
	搬出
	港湾道路 公道 (法第42条第1項5号)
	港湾道路 公道





## 第 194 回千葉県都市計画審議会「第 12 号議案」概要

### 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設 (産業廃棄物処理施設) の敷地の位置 (木更津市) について

#### 1 施設の概要








名 称	産業廃棄物処理施設 ジャパンクリーンテック株式会社 代表取締役 杉田 昭義		
敷地面積	4128.65 m <sup>2</sup>	前面道路幅員	24.0m
処理施設	破砕施設 2 基 新設 廃プラスチック類 19.9 t / 日 既存 がれき類 800 t / 日		

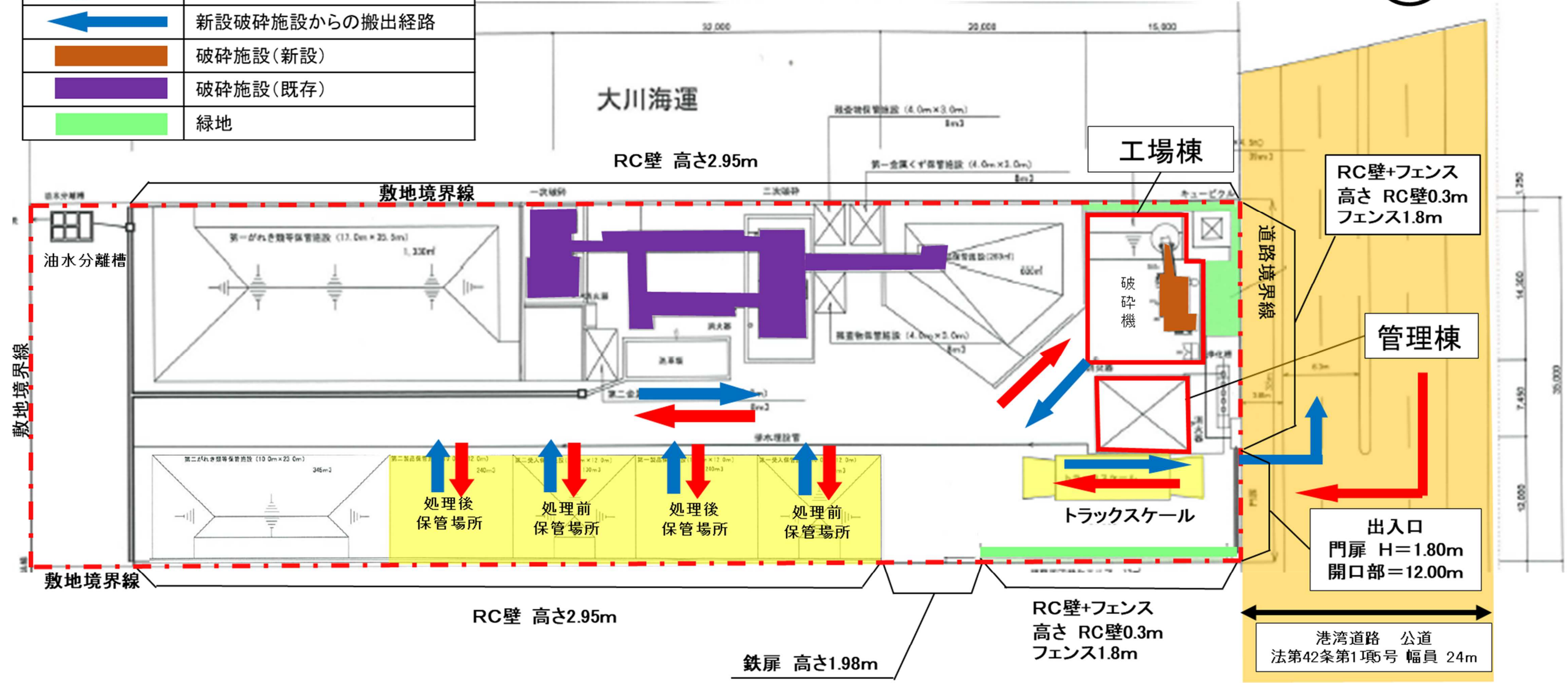
#### 2 審査指標

<b>敷地の位置の適格性</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近傍に既決定の都市施設はない。</li> <li>・ 県及び市の都市計画と整合している。</li> <li>・ 敷地境界から 100m 以内に学校、病院等がない。</li> <li>・ 申請地は都市計画区域内の工業地域 (臨港地区、商港区) に位置している。</li> <li>・ 自然環境を保全する必要のある区域及び良好な住宅環境を保全する必要のある区域は含まれていない。</li> <li>・ 災害危険区域等に含まれない。</li> </ul>
<b>搬出入計画の妥当性</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な搬出入路は、幅員 24.0m の建築基準法第 42 条第 1 項 5 号の道路 (公道) であり、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は 1 日あたり最大 55 台を予定)</li> <li>・ 通学路と重複していない。</li> <li>・ 主な搬出入路は、港湾道路、国道 16 号及び高速道路である。</li> <li>・ 敷地の車両出入り口は 1 箇所である。</li> </ul>
<b>施設計画の妥当性</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。</li> <li>・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設が適切に配置されている。</li> <li>・ 施設外周には高さ 2.95 m RC 壁又は、高さ 2.24 m の鋼製フェンスなどを設置している。</li> </ul>

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

配置図 1:400

凡例	
	計画地の境界線
	建築物の輪郭
	新設破碎施設への搬入経路
	新設破碎施設からの搬出経路
	破碎施設(新設)
	破碎施設(既存)
	緑地



廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準との 適合状況	備 考								
大気汚染	大気汚染防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく特定施設に該当しないため。								
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく特定施設に該当しないため。								
	木更津市環境保全条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例に基づく特定施設に該当しないため。								
騒 音	騒音規制法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく騒音規制区域に該当しないため。								
	木更津市環境保全条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：8～17時] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>規制値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝 (7～8時)</td> <td>65 dB</td> <td>62dB</td> </tr> <tr> <td>昼間 (8～19時)</td> <td>70dB</td> <td>63 dB</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯	規制値	予測値	朝 (7～8時)	65 dB	62dB	昼間 (8～19時)	70dB
時間帯	規制値	予測値										
朝 (7～8時)	65 dB	62dB										
昼間 (8～19時)	70dB	63 dB										
振 動	振動規制法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく振動規制区域に該当しないため。								
	木更津市環境保全条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：8～17時] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>規制値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝 (7～8時)</td> <td>60dB</td> <td>46 dB</td> </tr> <tr> <td>昼間 (8～18時)</td> <td>65dB</td> <td>50 dB</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯	規制値	予測値	朝 (7～8時)	60dB	46 dB	昼間 (8～18時)	65dB
時間帯	規制値	予測値										
朝 (7～8時)	60dB	46 dB										
昼間 (8～18時)	65dB	50 dB										
悪 臭	悪臭防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく悪臭規制区域に該当しないため。								
	木更津市環境保全条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例に基づく特定施設に該当しないため。								
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく特定施設に該当しないため。								
	木更津市環境保全条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例に基づく規制基準なし。								